

佐賀市地域福祉計画策定推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 佐賀市地域福祉計画の策定及び事業の推進に関して、広く市民の意見を求めるため、佐賀市地域福祉計画策定推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討・協議する。

- (1) 佐賀市地域福祉計画の策定に関すること。
- (2) 佐賀市地域福祉計画に基づく事業の推進に関すること。
- (3) その他必要な事項。

(組織)

第3条 委員会は、委員18名以内をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験を有する者、各種団体の代表者、その他地域福祉に関わる者等のうちから市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から翌々年度の年度末までとする。ただし、再任は妨げない。

- 2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉部福祉総務課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

佐賀市地域福祉活動計画策定推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 佐賀市地域福祉活動計画の策定及び事業の推進に関して、広く市民の意見を求めるため、佐賀市地域福祉活動計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討・協議する。

- (1) 佐賀市地域福祉活動計画の策定に関すること。
- (2) 佐賀市地域福祉活動計画に基づく事業の推進に関すること。
- (3) その他必要な事項。

(組織)

第3条 委員会は、委員18名以内をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験を有する者、各種団体の代表者、その他地域福祉に関わる者等のうちから佐賀市社会福祉協議会会長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から翌々年度の年度末までとする。ただし、再任は妨げない。

- 2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、佐賀市社会福祉協議会福祉課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、佐賀市社会福祉協議会会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成30年4月1日から施行する。